

滋賀県広報誌広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滋賀県広報誌広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づく広告等の基準を定めるものとする。

(掲載しない広告の内容)

第2条 要綱第4条第1項各号（第7号および第8号を除く。）に掲げる内容に係る基準は次のとおりとする。

(1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの

ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品またはサービスを提供するもの

イ 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの

(2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、または肯定し、美化するもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものまたは裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するものまたはそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するものまたはそのおそれのあるもの

イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの

ウ 他を誹謗、中傷または排斥するもの

(4) 政治性または宗教性のあるもの

ア 政治団体による政治活動を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

イ 宗教団体の布教推進を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

(5) 社会問題についての主義主張にあたるもの

ア 社会問題に関する主義主張を行うもの

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(6) 誇大または虚偽であるもの

ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの

イ 虚偽の表示を含むもの

(7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

ア 色彩またはデザインが著しくけばけばしく、調和を損なうおそれのあるもの

イ 品位を損なう表現のもの

(8) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもの

ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの

イ 喫煙を勧奨するもの

(9) 内容および責任の所在が不明瞭なもの

客観的に見て責任の所在が明らかでないもの

(10) その他、広告等として不適当であると県が認めるもの

ア 公の選挙または投票の事前運動に該当するものまたはそのおそれのあるもの

- イ 個人または法人の名称、所在地、連絡先のみの周知を目的とするものおよび年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- ウ 職業安定法に規定する労働者の募集に係るもの
- エ 特定の業者に不利益を与えるもの
- オ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのあるもの
- カ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- キ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ク 加重・多重債務を助長するものまたはそのおそれのあるもの
- ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
- コ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与えるおそれのあるもの
- サ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
- シ その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある内容および表現を含むもの

(広告を掲載しない業種および事業者)

第3条 要綱第4条第2項第9号に掲げる内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (2) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (3) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (4) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (5) 県税の滞納がある事業者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている事業者
- (7) 滋賀県物品関係入札参加停止基準その他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による措置期間中である事業者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者
- (9) その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者

附 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年2月1日から実施する。